

令和5年度 健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

1. 公表の目的

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体は、毎年度健全化判断比率等（財政の健全性を判断する4指標）を算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに、住民に対し公表することを義務付けられており、各自治体の財政状況の健全度が、基準と比較してどのような状況かが示されることで、財政破綻を未然に防ぐことを目的としています。

2. 本村の財政状況（令和5年度決算）

山江村の令和5年度の健全化判断比率の各数値は、早期健全化基準を大きく下回っており、財政状況は健全な状態であると言えます。また、各公営企業会計の令和5年度資金不足比率も経営健全化基準を大きく下回っていますので、経営状況が健全であることを示しています。

（1）健全化判断比率

（単位：％）

項目	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
項目の説明	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	村の全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合	税金などの一般財源から支出した公債費と実質的な公債費の合算額の標準財政規模に対する割合（3ヶ年の平均）	一般会計等が将来返済しなければならない負債等の標準財政規模に対する割合
令和5年度	－（該当なし）	－（該当なし）	9.3	－（該当なし）
令和4年度	－（該当なし）	－（該当なし）	10.0	－（該当なし）
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	－

※赤字（不足額）がない場合（黒字の場合）は、「－（該当なし）」の表現としています。

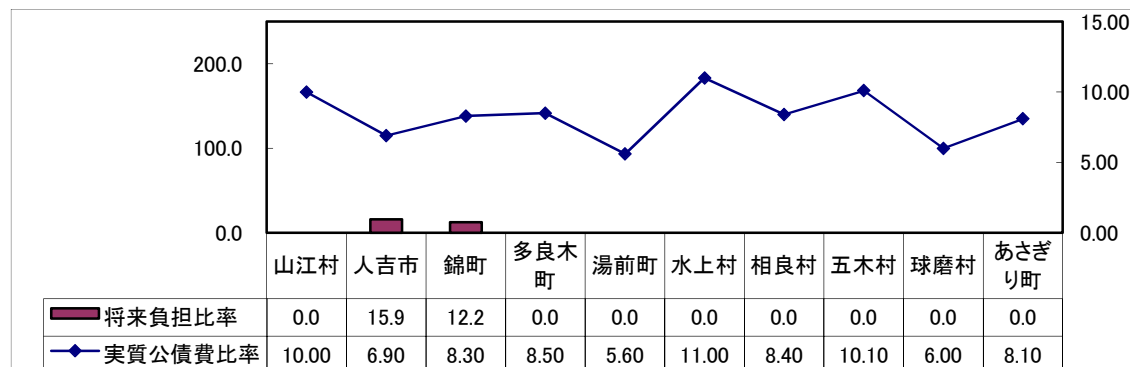
（2）資金不足比率

（単位：％）

項目	資金不足比率
項目の説明	公営企業会計の資金不足額の事業規模（年間営業収益額）に対する割合
令和5年度	簡易水道事業 －（該当なし）
	農業集落排水事業 －（該当なし）
経営健全化基準	20.00

※赤字（不足額）がない場合（黒字の場合）は、「－（該当なし）」の表現としています。

3. 近隣市町村の状況



※本村以外は未公表のため、令和4年度決算（前年度）に基づく比率になっております。